

北上地区消防組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 7 年 9 月 29 日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

八重樫 浩文

北上地区消防組合規則第10号

北上地区消防組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の育児休業等に関する規則（平成４年北上地区消防組合規則第４号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（育児休業に係る辞令書の交付） 第８条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。ただし、次の各号に規定する育児休業（第４号については、引き続いて承認する育児休業に限る。）が当該育児休業に係る子の出生の日から育児休業条例第３条の２に規定する期間内にあるものである場合にあっては、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をも<u>つて</u>辞令書の交付に<u>替える</u>ことができる。 (1)～(4) 〔略〕 （育児短時間勤務等に係る辞令書の交付） 第16条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。 (1)～(4) 〔略〕	（育児休業に係る辞令書の交付） 第８条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。ただし、次の各号に規定する育児休業（第４号については、引き続いて承認する育児休業に限る。）が当該育児休業に係る子の出生の日から育児休業条例第３条の２に規定する期間内にあるものである場合にあっては、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をも<u>つて</u>辞令書の交付に<u>代える</u>ことができる。 (1)～(4) 〔略〕 （育児短時間勤務等に係る辞令書の交付） 第16条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。<u>ただし、第１号及び第３号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の１週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあっては、延長された期間の末日）が、引き続いて承認される育児短時間勤務の１週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあっては、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。</u> (1)～(4) 〔略〕

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る辞令書の交付) 第17条 任命権者は、次に掲げる場合には、辞令書を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合のうち、辞令書の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に<u>替える</u>ことができる。 (1)～(3) [略] (部分休業の承認の請求<u>手続</u>) 第19条 部分休業の承認の請求は、<u>部分休業承認請求書(様式第5号)</u>により行うものとする。 2 [略]	(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る辞令書の交付) 第17条 任命権者は、次に掲げる場合には、辞令書を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合のうち、辞令書の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に<u>代える</u>ことができる。 (1)～(3) [略] (部分休業の承認の請求<u>等</u>) 第19条 部分休業の承認の請求、<u>育児休業法第19条第2項の規定による申出(以下「第2項申出」という。)</u>及び同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)<u>は、北上市一般職の職員の例により行うものとする。</u> 2 [略] 3 <u>任命権者は、第2項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第3項変更をしなければ条例第18条の5に規定する子の養育に著しい支障が生じるかを判断するため必要があると認めるときは、第3項変更しようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第5号を削る。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。